

事務連絡
平成29年2月21日

消防用設備等

点検実務者 各位

(一社) 福井県消防設備協会
事務局

移動式粉末消火設備等の点検に係る留意事項について

時下、ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。

平素、当協会の事業運営等にご理解とご協力を戴き、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきましては、既にご承知のとおり、平成28年3月31日付消防予第104号にて消防庁予防課長から、「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」の通知があり、その中で、移動式粉末消火設備の容器弁バルブ類の開放点検が定められたところです。

そこで、今般 当該容器弁バルブの開放点検に係る留意事項が、総務省消防庁から(一財)日本消防設備安全センターを介して、留意事項等の周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

各点検実務者におかれましては、別添資料をご確認戴きますとともに、保守点検時に事故等が発生しないよう、改めてお願ひ申し上げます。

消安セ業第92号
平成29年2月13日

各都道府県消防設備協会長様

一般財団法人日本消防設備安全センター

理事長 原田 正司

移動式粉末消火設備等の点検に係る留意事項について（依頼）

当安全センター事業の推進につきましては、平素から多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年6月1日から消防用設備等の点検基準及び点検要領の一部改正により「加圧用ガス容器容器弁のバルブの開放が容易にできること。」の確認が、新たに点検項目として追加されました。

これに伴い、加圧用ガス容器のバルブ類の点検を行ったことを明確化するための「容器弁バルブ類点検済証」の貼付をお願いしているところですが、その点検の際における留意事項について、消防庁から別添の内容を点検実施者に周知するよう依頼がありました。

つきましては、大変ご多忙のところ恐縮ですが、貴協会ホームページに掲示するとともに、各種講習会、研修会等の機会を捉え点検実施者にお知らせ下さるようお願いいたします。

担当

業務部 福元、出谷
deyas@fesc.or.jp
tel. 03-3501-7912
fax. 03-3509-1194



移動式粉末消火設備等の点検に係る留意事項について

- 点検基準等^{*1}が改正され、平成28年6月1日から粉末消火設備及びハロゲン化物消火設備について、加圧用ガス容器のバルブ類の開放点検が必要となりました^{*2}。

※1:「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」(平成28消防庁告示第8号)

「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」(平成28年3月31日消防予第104号)

※2: 平成31年5月31日までの間は、従前の例によることができます。

- 開放点検の手順については、点検基準等やリーフレット^{*3}によりご確認いただくとともに、併せて以下の点に留意してください。

- 一般的に、バルブ開放点検の際、加圧用ガス容器等を貯蔵容器から取り外す前に貯蔵容器の排気操作を行う必要があり、これを実施しない場合、内部の消火薬剤が噴出するおそれがあります。
- バルブ開放点検以外にも、従前から総合点検の際に加圧用ガス容器等を貯蔵容器から取り外すことがあります、同様に注意してください。
- 排気操作の方法は、各メーカーの取扱説明書等により確認してください。確認できない場合は各メーカーにお問い合わせください。

※3: リーフレットURL (<http://www.fesc.or.jp/ihanzesi/data/images/pdf/kaihoutenken.pdf>)

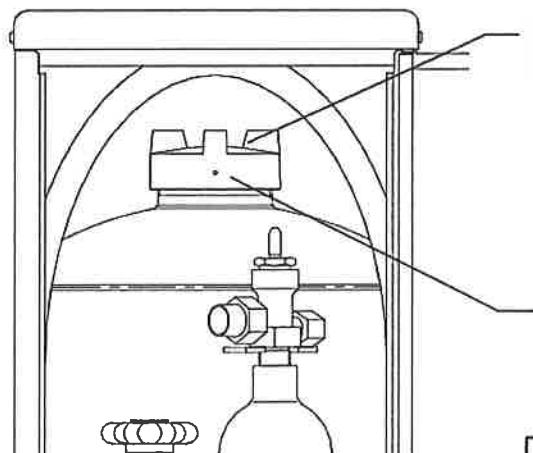
- 排気操作方法の例

タンク内圧 排気確認

* 移動式粉末消火設備は設置環境により、加圧ボンベを起動させていなくても温度上昇によりタンク内圧上昇している恐れがあります。
必ずタンク内圧の確認(排気)を行ってから点検を開始してください。

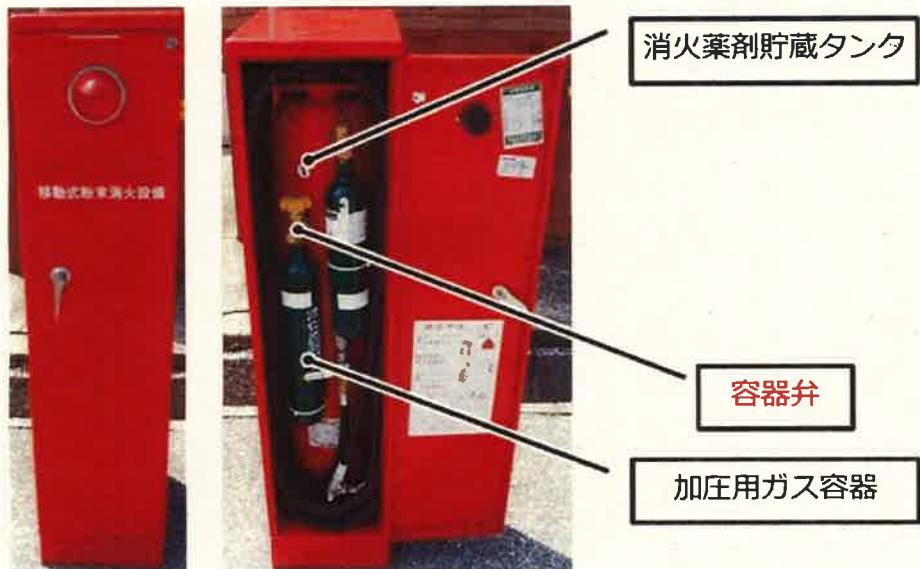
タンク内圧が上昇している状態で、点検を行うと消火薬剤が噴出するおそれがあります。

排気方法

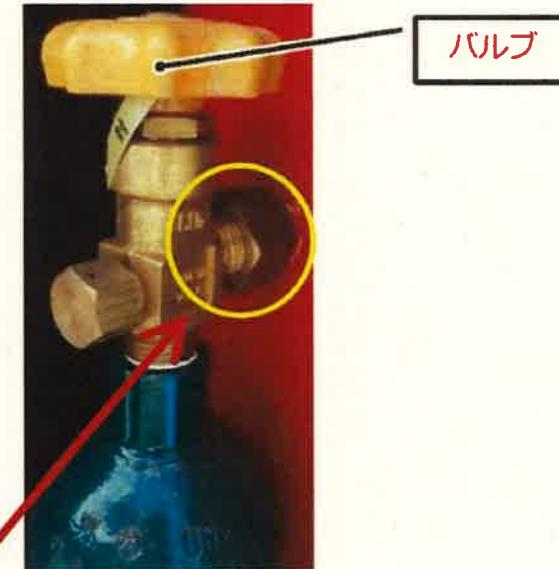


移動式粉末消火設備の容器弁の不具合への対応について

移動式粉末消火設備



容器弁



事前に排気操作を実施しなければ……
このネジを緩めて、加圧用ガス容器を消火薬剤貯蔵タンクから
取り外す瞬間に、この部分から薬剤が噴出するおそれがある
ということです。